

事務連絡
令和2年4月2日

都道府県トラック協会
専務理事 殿

公益社団法人全日本トラック協会
役員待遇審議役 山内正彦

新型コロナウイルス感染症発生に伴う物流に係る特殊車両通行許可事務の
取扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営等に関しまして格別なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日、国土交通省道路局から各地方整備局等に対して、新型コロナウイルス感染症発生に伴う物流に係る特殊車両通行許可の事務取扱いについては、当面の間、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い生じた緊急な物流の必要に対応するためのもの（注）である場合には、所要の手続きを行うことによって特殊車両の通行許可を最優先で処理するよう通知した旨連絡がありました。

全日本トラック協会としては、本件をHPに掲載致しますので、貴協会におかれましても、傘下会員事業者に周知して頂きたくよろしくお願い申し上げます。

敬具

（注）消毒液等の衛生資材などを含む不足する諸物品の運搬。

【添付書類】

- ①国土交通省発「令和2年4月2日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症発生に伴う物流に係る特殊車両通行許可事務の取扱いについて」」
- ②【PRサイト掲載文】
- ③別添様式「新型コロナウイルス感染症発生に伴う物流に係る申請について」

以上

<お問い合わせ先>

企画部 道路企画室 小川、廣瀬

TEL：03-3354-1068